

健康保険法改正・医療保険制度改革の動向

高齢化の進行や医療の高度化の中で、将来にわたって医療保険制度を持続できるよう改革議論が行われています。来年にかけて国会に法案が提出され、健保組合に影響が大きい高齢者医療制度と納付金等に関する事項も含まれる見込みです。

法改正により実施済または実施予定となっているもの（一部）

〈産前産後休業中の保険料免除〉（平成26年4月から実施中：次世代育成策として）

育児休業期間に加え産前産後休業中の健康保険、厚生年金保険料が免除されます。

〈高額療養費の見直し〉（平成27年1月から実施予定：低所得者に配慮しつつ、負担能力に応じた負担を求める）

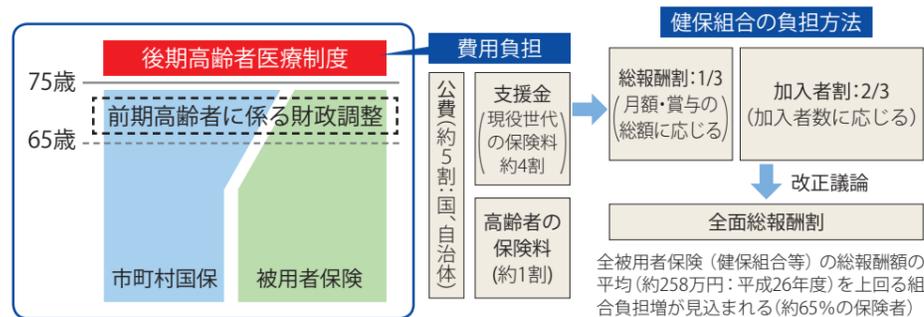
所得による区分が次のように細分化され、自己負担限度額も変わります。（下表は70歳未満の場合）

標準報酬月額	自己負担限度額	標準報酬月額	自己負担限度額
53万円以上	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%
		53万円～79万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%
50万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	28万円～50万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
		26万円以下	57,600円
住民税非課税等	35,400円	住民税非課税等	35,400円

※医療機関の窓口支払いを高額療養費の自己負担限度額までにするために限度額適用認定証の交付を受けている方は、法改正の実施によって差し替えが必要となります。詳細は実施前にお知らせいたします。
※当健保組合では、法定の高額医療費のほか付加給付として、「一部負担還元金（家族療養費付加金）」（医療費から25,000円を差し引いた額（1,000円未満は切り捨て））を給付します。付加給付の詳細は当健保組合ホームページをご参照ください。

（世帯合算、多数該当、特定疾病等の詳細及び70歳～74歳などの場合は省略しています。）

高齢者医療のしくみと費用の負担についての議論



国では、後期高齢者支援金の算出方法を、財政力に応じた負担方法とされる全面報酬割への変更が議論されています。変更されると、当健保組合では大幅な負担増が見込まれます（詳細は法令等に基づき算出されます）。

〈前期高齢者医療制度への公費投入〉

いわゆる団塊の世代の到達によりさらに現役世代の負担増が見込まれ、健保組合の財政安定に著しく支障がでているため、健康保険組合連合会（健保連）を通じて前期高齢者の財政調整への公費投入を求めています。

〈療養の範囲の適正化〉

大規模な病院に、紹介状なしで受診する患者の初診料等の費用負担が検討されています。

〈健康保険の標準報酬月額（保険料算出等の基準、平成19年度以降121万円）の上限引き上げ〉

当該等級者の割合が低い健保組合では影響が小さく財政力格差拡大が懸念される、また、傷病手当金等の給付の基礎でもあり、制度全般の検討が必要、との意見もあります。

これまでも全国の健保組合は国に対し高齢者医療制度改革を求めておりましたが、現在、健保連を中心に、保険料負担に大きな影響のある高齢者医療制度の動向により関心を寄せていただくため、『あしたの健保プロジェクト』活動を展開しています。

みなさんには、当プロジェクトのウェブサイトを通じて、健保組合の厳しい状況をご理解いただき、「健保VOTE」ページからの賛同意思表示により社会保障改革への影響力を高める活動にご協力をお願いします。

健康保険のみらいをみんなでつくる

あしたの健保プロジェクト URL <http://www.ashiken-p.jp/> 当健保組合ホームページからもアクセスできます

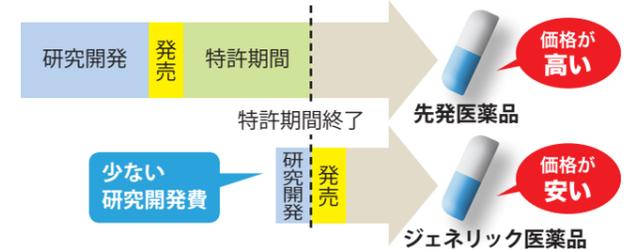
ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品は、厚生労働省が先発医薬品と同等と認めた医薬品です。先発医薬品の特許満了後に、有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同じ医薬品（※）として新たに申請され、製造・販売される安価な医薬品です。また、製品によっては大きさ、味、においの改善、保存性の向上等、先発医薬品よりも工夫されたものもあります。

※先発医薬品に効能効果が追加された場合、特許の関係で用法、用量、効能、効果が一時的に異なる場合があります。
※価格差や服用期間によっては、あまり支払額に差が出ない場合もあります。
※先発医薬品に対応するジェネリック医薬品が製造・販売されていないものもあります。
※薬局に在庫がない場合は、薬の用意をするのに時間がかかってしまうときもあります。

Point 開発にかかるコストが価格に反映されています

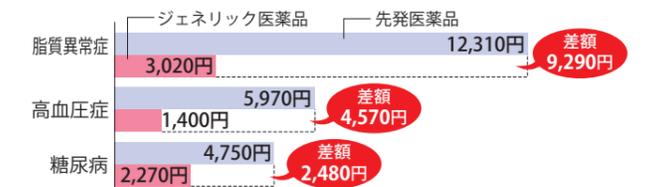
通常、医薬品の開発には10～15年の歳月と、数百億円もの投資が必要。それに比べてジェネリック医薬品は、先発医薬品の有効成分を使って製造されるので、開発期間は3～5年と短く、費用も少なく済みます。その分、低価格で販売することができるのです。



Point 服用期間が長い薬ほど節約効果を実感できます

ジェネリック医薬品の価格は先発医薬品の約2～7割。生活習慣病のように年単位の服用が必要な薬ほど、価格によるメリットが大きくなります。

●薬代の自己負担（3割）の比較（1年間服用した場合）



*上記負担額は薬代のみを目安（一例）です。このほかに調剤技術料や薬学管理料などが加算されます。なお、代表的な先発医薬品と、もっとも安いジェネリック医薬品を比較しています。（平成26年4月現在）

柔道整復師の適切な受診にご理解・ご協力をお願いいたします

整骨院や接骨院で、柔道整復師の施術を受けるときに、健康保険が使える場合、使えない場合を確認しておきましょう。健康保険が使えない施術は、全額自己負担になります。

使える場合	使えない場合
<ul style="list-style-type: none"> ● 外傷性の打撲、ねんざ、肉離れ ● 骨折、ひび、脱臼の応急処置 <p>（応急処置でない場合は医師の同意が必要です）</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家のなかで、重い荷物を運んだときに、腰を痛めた ・買い物の途中で階段で滑り、足をひねった ・運動をしていたときに転んで、腕の骨を折った 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活からくる肩こり ● 神経痛・リウマチ・五十肩などによる痛み ● 脳疾患後遺症などの慢性病 ● 医療機関で治療中のもの ● 仕事や通勤途上のけが <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近、肩が凝っていて… ・病院で先生に診てもらっているけど…

■治療を受けるときには…

- 「いつ、どこで、何を、どの部分が痛くなったのか」、痛みの原因を柔道整復師へ具体的に伝えましょう。
- 柔道整復師に治療内容を確認し、治療を受けた日の領収証を保管しましょう。
- 療養費支給申請書は、負傷名・日数・金額等をよく確認して署名（または捺印）し、住所・郵便番号・電話番号を忘れずに記入しましょう。
- 長期間通っても症状の改善がみられない場合は、内科的要因（病気による痛み）も考えられます。医師の診察を受けることも考えましょう。

<健保組合では…>

- ◆ 行政機関から適正化が指摘され、健保組合としても審査の強化が求められています。
- ◆ 医療費通知で柔道整復師の受診費用等をお知らせしています。また加入者のみなさんに治療内容や受診の原因などを照会する場合があります。